

行幸の鹵簿と神幸の列次

出雲路 通次郎

明治以前に於ける行幸の鹵簿の次第は、時代により又はその場合により幾分の變遷はあるが、大體に於いて一貫した様式を存せられてをり、それが神幸の列次と深い關係を持つてをると考へられるので、こゝにその大要を述べようとするのである。

我が古代に於ける行幸の鹵簿の形式に關しては、職員令左右衛士府の職掌中に、車駕出入前駐後殿事、同左右兵衛府の條には、車駕出入分衛前後とあり、次に續日本紀に、聖武天皇天平十二年十月の伊勢行幸の時、鹽燒王が御前長官、石川王が御後長官、藤原仲麻呂が前騎兵大將軍、紀麻呂が後騎兵大將軍に任せられたことが見え、又稱徳天皇天平神護元年九月の紀伊行幸の時にも、御前御後の次第司には、各長官次官判官主典が任せられ、御前御後の騎兵にも將軍以下の四部官を任せられてをる。この後にも同様の例が國史に見えてをるが、以て前後に列次を備へられてをつたことが知られるのである。かゝる遠所の行幸に當り、多くの供奉官が御前御後に陪從し、武官が同じく御警衛申し上ぐることはさもあるべきことである。然るにこゝに考ふべきは、その前後の供奉の何れに重きを置かれた

かである。

これに就いては貞觀の儀式に示されてをる大嘗祭前の御禊行幸の儀を以て第一の典據とせねばならぬ。この御禊は天皇親しく河頭に臨みて行はせ給ふのであるが、皇太子親王諸王及び諸司百官も亦陪從して祓禊を受けるのであるから、鹵簿の参加は最も廣範圍であり、その前後に供奉せる御列の配置を知るには、これ以上完全なるものは無い。

これに據れば、先頭は京職兵士、市司、京職の諸官で、これは京城の職員として最前衛たる意義であらう。次は神祇官で、これの先づ進むのは神事を先にせられる古來の特例である。以上の先頭列を別として、全體の鹵簿が御前御後の兩列に分れ、前後次第司の長官以下がその間に班列し、近衛兵衛衛門の各武官が同じく前後に分れて衛護の任に當るのであるが、この次第司及び武官の配置は大要次の如きものである。

御前次第司判官	同主典、次官	左衛門府	次第司判官	左兵衛府	次第司主典、長官	右近衛府
同						乘輿
右兵衛府	御後次第司長官	同判官	同次官、主典	同判官	右衛門府	次第司主典
同						

右に由れば内重の近衛、中重の兵衛、外重の衛門の位置は當然として、大體何れも中央を上とした

配列であつて、前後の兵衛衛門の督以下の諸官も、御前の方は下薦を前とし御後の方は下薦を後としてをる。又近衛は乘輿の前後に班列してをるが、その長官次官の位置は次の如く中央上位である。因みにこの前後の中少將を後に御綱次將と稱するのである。

右少將	右大將	右中將	右少將
左少將	左大將	左中將	左少將
		乘輿	

なほこの列次に就いて注意すべきことは、一見前列後列は同様の如くであるが、近衛府にては大將が御前に立ち中將が御後に従うてをり、兵衛衛門の兩府も、御前は左府であり御後は右府であるのみならず、纛、鉦、鼓も左府のみであつて御後の右府には立てない。なほ次第司もその長官任命の實例が御前は中納言、御後は參議であるなど、何れも御前列に重きを置かれたことが明である。

この次第司と諸衛府との間に諸官が供奉するのであるが、先づ御前列に就いて主要なる點を述べれば左衛門府の陣外即ちその前方に、

彈正臺、兵部省、主税寮、民部省、治部省、散位寮、大學寮、式部省、官吏

の諸官が班列し、次に大臣は兵衛陣内の位置に節旗及び鉦鼓を前にし、少納言、外記を前後にし八人の執物を従へ、謂ゆる節下の大匠として進み、その次には朝廷の重器たる鑰、鈴を各馬に負はせ、それらの主任官が之れを護りて進み、次に東宮が亮、學士侍従を前駟として進み給ひ、次に御劔櫃を近衛將監以下が奉護し、次に參議、中納言、大納言、親王の順位にて進まれ、次に左右近衛府の多人

數の歩陣騎陣が左右に縦列し前記の如く諸將が前後を警固する中間を乘輿即ち鳳輦が進み給ふのであるが、これは御輿長を始めて數十人の駕丁（後に駕輿丁と稱する）が奉仕するのである。

次は御後の列であるが、近衛の將の直後の近衛陣内に、主水、東豎子、内侍、女藏人などが供奉しその陣外には、御腰輿、翳、菅蓋、紫蓋等多くの御調度類を奉じ、膳部、酒部、執物内豎、女孀、采女以下雜役の諸官各掌る所の物を奉じて之れに次ぎ、中務省に屬する内藏、圖書、縫殿、内匠、内膳内藥等宮中の庶務を掌る諸官、大藏省及び宮内省に屬する大膳、大炊、主殿、典藥、造酒の諸官又は東宮坊の雜務の官などが扈從するのである。この他に雅樂寮の官人も供奉するが、これは寮官二人であつて伶人は參加しないのである。

以上は概要を述べたので、この他にも若干の供奉員があるがこゝには略することとする。なほ詳細は儀式に就いて考へられたい。さてこの御後列の諸官は、次第司及び兩衛府の外は官位令の相當にては五位以下の官であり、何れも政治上權威の寡少なるものゝみであつて、御前列の供奉に對しては、全く比較にならないのである。

行幸の盛儀は、この他に新内裏遷幸などがあり、大體はこの御禊行幸に準據されたものであるが、時代と共に若干の變遷を生じてをる。その一として、攝政、關白の職が起つて以來、乘輿の御後に供奉することゝなつた。但し盛儀には列外であるがやはり御後である。これは攝政が御後見として陪侍

したことが關白にも及んだのであるが、この風は室町時代以後にも繼承されて、永享九年十月二十一(二)日の室町第行幸の時、關白は毛車にて後陣に供奉してをる。

然るに天正十六年(三)の聚樂行幸は、關白が御後に陪從してをることは同様であるが、全體に古例に異なる點が多いのである。この時の鹵簿の本列を要約すれば、

殿上人十四人	右少將	少將	中將	頭中將	右大將	伶人四十五人	鳳輦	六位史以下	左大臣
殿上人十三人	左少將	中將	中將	頭辨	左大將				
内大臣	大納言五人	中納言六人	三位中將	參議	右衛門督等の公卿六人				

であつて、近衛武官の供奉は御前本位となり、下薦を先としてをるが、衛門兵衛は無く、殊に左大臣以下が御後に供奉してをるのは全く違例である。又御禊の行幸には鉦、鼓があるが、これは合鬮用であつて奏樂用では無い。然るにこの時には四十五人の伶人が扈從して安城樂を吹奏したのは珍しい。

關白は車であるが、その前駆には、左方に増田右衛門尉以下、右方に石田治部少輔以下各三十七人が相並んで進み、車の前後には數百人が隨從しその後列には前田少將を始め二十八大名が何れも行裝を凝らして従うてをるのである。この秀吉の列は關白であるから、先例により御後に陪從したのであらうが、勿論列外供奉であつて、その前後に従へた盛大な列は、全く武將豊臣秀吉としての特例であ

ることは申すまでも無い。

第二回の聚樂行幸である天正二十年の鹵簿も前回同様であつて、殿上人は御前に扈從し、近衛左大臣以下の公卿は御後であつた。およそ行幸の儀は、應仁以前までは古例に准せられてつたが、亂後かゝる故實は變遷したのであらう。殊に聚樂行幸には、一日晴として綾羅錦繡の服裝を聽されたほどであるから、一層特例の事が多かつたのであらうとおもはれる。

江戸時代に入り、朝儀は次第に復興され、その末期安政二年の新内裏遷幸の御列は古の盛儀には及ばないが、大體に於いて貞觀の古風に準據されてをる。唯異なつてをるのは、關白が前駟後列を整へて御後の列外に供奉してをり、又先頭の列外に出車を二輛牽出されたことである。この出車は中宮行啓又は賀茂祭などにも屢行はれ、多きは十輛にも及んでをつた。これは謂ゆる晴の儀として鹵簿を盛にせられたものとうかゞはれるが、かく鹵簿に多くの儀裝車を牽くことは、支那各時代の例にも見るところである。併しながら先頭の列外に牽き出さるゝことは、臣下の場合にも行はれ我が特例であらう。

以上は第一幸式ともいふべき行幸の盛儀に就きその主要なるものを述べたのであるが、場合により第二第三ともいふべき様式があつたと推察され、又野行幸の如き供奉の服裝の異なつた例もあつた。これは後世の例であるが、前記永享九年の室町第行幸は、御方違の行幸であつて、第二幸式に屬すべ

きものと考へられる。その鹵簿は

隼人兵士 左衛門府 左衛門佐 權佐 少納言 參議二人 右衛門督 中納言二人 大納言五人

右大臣 將軍(足利義教)

右大將 右中將 鳳輦 同 右少將 同 右中將 右兵衛佐
左大將 左中將 同 同 同 左少將 宰相中將

權佐 右衛門佐 佐 關白

であつて、供奉の員數は少いが、その班列の諸官とその位置とは、能く古儀の要領を得たものである。殊に將軍義教が御前に供奉してをるのは注意すべき點であつて、後陣は武官のみであるから、供奉は御前列のみである。これが更に要約されたのは、石清水祭(古の放生會)によりて存せる行幸の儀である。この儀は後三條天皇の勅慮により、延久二年より勅使及び上卿以下を差遣せられ、六衛府をして行幸に准じて奉仕せしめられたと傳ふるのである。その主要部分を擧ぐれば、

右馬允 右衛門尉 右兵衛尉 召使 官掌 史 外記 辨 參議 上卿(大臣又は)〔神寶御
左馬允 左衛門尉 左兵衛尉

劍	右近衛次將	〔中將又〕	一鳳輦	〔神馬〕	二鳳輦	〔神馬〕	三鳳輦	〔神馬〕
	左近衛次將	〔中將又〕 〔少將〕						

であつて 御前列のみの簡單な列次ではあるが、太政官の上下諸官及び六衛府を具備してをる。併しこれは第三幸式に屬すべきかとおもふ。なほ前記の「」は神幸としての特例たるを示したのである。又近世即ち江戸時代に於ける第三幸式とも稱すべき儀は、中和院行幸であらう。同院は平安朝の大内裏時代にも、内裏に隣つた近所であつたが、近世は皇居内であつたから、鹵簿は之に准じて簡單であつた。

立明	公卿	同	鈴	鑰櫃	主鈴	監物	少納言	辨	契櫃	(右近衛府)	近衛代	番長	
立明	府生	將曹	將監	次將	立明	御腰輿	立明	次將	關白	東豎子	女官	職事	侍從
立明	府生	將曹	將監	次將	立明	御腰輿	立明	次將	關白	東豎子	女官	職事	侍從
御樂陪從	所衆	御厨子所預											

なほ行幸の場合によつて特殊の列が加はること、即ち遷移の行幸には、水火の童子並に黃牛を牽く儀

があるなどその一例であるが、こゝには左様の方面には及ばさないこととする。

行幸鹵簿をうかゞふに就いては、上皇の御幸の御列をも考へねばならぬ。その一として寛元四年四月二十九日の後嵯峨上皇の賀茂御幸の御列によれば、御幣及び神馬を先頭とし、次に殿上人十八人内大臣以下三位中將までの公卿十人、何れも下臈を先として御前に供奉し、乘御の御車の前後に御隨身以下奉仕者が扈從する外は、御後には御厩別當、檢非違使、北面衆、御衣櫃などで、全く御前を主とした御列である。これより先、天永二年四月白河上皇の賀茂御幸の御列も御前本位であつた。又文永十一年二月七日の龜山上皇御幸始永仁六年八月五日の伏見上皇初御幸の御列も大要寛元度同様である。

上來述べたところにより、行幸の鹵簿は、前後兩列の中御前を重くして御後を軽くし、略儀には御後の列を省かるゝに近き場合もあり、且つ大體に於いて乘輿に遠きを下臈とする故實であることが察せられるのである。更にこの風は皇子の御列に及び、正治二年十月八日雅成親王御行始には御前列を主とし、御後には檢非違使二人のみで列外に攝政が従ふばかりであつた。即ち朝儀として吉禮の御列はこの法式を以て一貫せられてをつた。

然るに臣下の行列には、扈從として多くの公卿を後方に隨へる例となつてをる。江家次第の關白賀茂詣の儀には前列には殿上人のみで、公卿は皆後列であり、久壽二年四月二十日の藤原頼長の内覽賀茂詣には、後列の大中納言等八人の公卿は、何れも八十人百人百五十人など多數の從者を従へて隨從

してをる。併し仔細に檢すれば、江家次第のは、關白の車の後の陪從檢非違使までが本列であつて、その後に「次公卿以下相從如常」とあるのは列外隨從であり、又頼長の賀茂詣も、車の後の檢非違使、陪從、琴持、番長までが本列で、その後の大納言以下八人の公卿は列外と考へられ、これを扈從と稱するものもその別を表示する所以とおもはれるが、遂には引きつゝいた後供の姿を馴致するに至つた。永享九年十月二十一日の將軍義教參内の時、大中納言以下の扈從を後列に加へ、上述の聚樂行幸の時に於ける關白の列は、前駟は量に於て多數であるが、質に於いては後駟の方優つてをるなどそれであらう。江戸時代に入り、武家の勢威は更に盛んであつたが、元文二年九月二十七日將軍徳川吉宗の若君の宮參が行はれた時、老中三人及び本丸西丸の老中各一人大目付などは皆前列であつて、若年寄番頭は後列であつたのは、前列を重くしてをるので、朝儀を參酌したものであらうか。

我が上古に於ける行幸の鹵簿の次第は、今うかゞふ由がないが、大嘗祭に於ける嘗殿渡御の御列は極めて簡單ながら上代の遺風を存せられたものと拜察せられる。即ち中臣(一六)、齋部、御巫、猿女が御前に進み、車持朝臣、子部宿禰、笠取直が御菅蓋を奉仕するなどは、天孫降臨及びその後^(一六)に於ける諸氏の祖先が行幸の際奉仕した一端の傳はつてをるものと想はれ、宮外に於いては大伴物部諸氏が仗を備へて御警衛申し上げたものであらう。

さて古來我が制度を定めらるゝに方り、漢土の禮制を參酌採用せられたことは固より尠くは無い、

今この行幸の鹵簿に就き唐書儀衛志に據りて考ふるに、大駕の鹵簿には、天子は玉輅に乗り、馬六頭を駕し、太僕卿之を馭し、駕士三十二人で、千牛將軍一人陪乘し、左右衛大將軍各一人騎して之れを夾んでをる。これを中心としてその前後に極めて多數の儀裝車、副車、輿輦、旌旗、儀仗の具等及び文武の諸官が陪從してをるが、その先頭に、萬年縣令、京兆牧、之れに次いで、太常卿、司徒、御史大夫、兵部尙書、左右金吾衛大將軍などの顯官が進み、中書令二人も乘輿の前列の間に班し、前列を重くし後列を軽くしてをる。併し唐制も時代に依つて沿革があり、その天子の乗物も、文獻通考に

高祖太宗、大禮則乘輅、高宗不喜乘輅、每有大禮則乘輦、至武太后以爲常、玄宗以輦不中禮、廢而不_レ用、開元十一年冬祀南郊、乘輅而往、禮畢騎還、自是行幸、郊祀皆騎於儀仗之内、其五輅腰輿陳於鹵簿而已、

と見え、輅、輦、騎の三様となつてをる。従つて列次の編成も異なつたであらうが、大體前列を重んじたこと、考へられる。更に晋の制を検するに、天子は金根車に六馬を駕し、太僕大將軍左右に參したものと考へられるが、これを中心として、侍中、散騎常侍、尙書令左右僕射などの諸官は皆その後列に在るのに據れば、當時は後列を重んじたものと認められる。此の他支那の制は時代によりて一定せず、清時代には大官は後列に扈從したのである。以上晋唐鹵簿の中、何れを實際の天子の乗用としたかに就いては、那波利貞氏の考説に據つたのである。

我が鹵簿には唐禮大駕の儀の影響する所が多かつたとおもはれるが、乘輿には輿輦を採つて車輅を

用ゐられないのは注意すべきであらう。明治以前までは、平治の亂の際の如きは別として、御在位中には車を用ゐ給はない御例であつた。又乘輿は鳳輦を第一とし、^(一七)葱花輦はこれに次ぐのであつて、腰輿は少間渡御の御料であつた。なほ御前には下臈を先とし、御後にはこれを後にして列次を立つることも我が國のは頗る徹底的である。

行幸の鹵簿の次第に對照すべきものは神幸の列次である。こゝに神幸と稱するのは、謂ゆる祭禮の渡御のみならず、遷宮遷座の渡御列をも指すのである。遷宮の列次として最も整備し古例が守られてをるのは、大神宮の遷宮御列であることは言ふまでも無い。抑も神宮遷宮に關する文獻は建久元年の^(一八)内宮遷宮記などあるが、御列の次第は、同九年七月十六日の同宮假殿遷宮記を以て最古とする。その順序は

前 陣

宮掌	乗燭	道敷奉仕内人	行障	御楯	御杵	御紋	御弓	菅刺羽	紫御羽	金銅作御大
刀	玉纏御大刀	御飾劍	御鏡筥	御櫛筥	御蓋	御絹垣				

後 陣

行幸の鹵簿と神幸の列次

御鏡筥 玉佩御筥 須我利御大刀 金銅作御大刀 御蓋 菅御笠 御弓 御鞍 御杵 御楯

宮掌 御火内人

(二〇)
この後仁治三年度及び建長六年度のは、前陣の紫御羽の次に菅御笠がある。なほ現今の御列は前後奉仕等の位置が明であるから、次に掲げる。

宮掌 秉燭 秉燭 御楯 御杵 蒲御鞞 梓御弓 菅御翳 羅紫御翳 金銅造御大刀

宮掌 秉燭 秉燭 御楯 御杵 蒲御鞞 梓御弓 菅御翳 羅紫御翳 金銅造御大刀 玉纏

伶人 行障 絹垣

御太刀 須加利御太刀 赤紫綾御蓋 伶人 掌典 勅使 行障 御 絹垣 赤紫綾御蓋

祭主 菅御笠 梓御弓 革御鞞 御鉾 御火 御火 宮掌

菅御笠 梓御弓 革御鞞 御鉾 御火 御火 宮掌

これによりてうかゞふに、建久九年の前陣の中、菅御笠は無いがその後の例により、在るものとすれば、前陣に玉佩御筥無き代りに、後陣に御櫛筥無く、前後兩陣殆んど同様であるが、唯御劍が前陣の方に多いのは、前列を重んぜらるゝ故とうかゞはれる。更に近世のは御劍はすべて前陣に奉せられ、

一層この趣旨が明である。外宮の御列は、後陣の儀仗には御太刀と御胡縁とのみであるが、前陣には御太刀御弓御梓御楯を奉じ御太刀の數も多く、又別宮の御列もこれに准せられ、すべて前陣に重きを置かれてをる。なほ近世文武官が後陣に續いて供奉するのは、全く列外である。神宮以外の諸社の遷座には種々の様式があるが、その明治以前に行はれた古例は、概ね前列奉仕であつて、神寶儀仗等は前陣に奉ずる例であつた。

遷宮遷座以外の諸社の神幸の列に就いては、時代により又は地方により種々の特例もあるが、その代表ともいふべき近畿地方の大社古社の例を考へると、先づ賀茂御祖神社の御蔭祭は、元祿七年の再興であつて、その以前凡三百年許の中絶といふことであるから、能く古儀のまゝに復興されてをるか就いては考慮を要するのであるが、後中内記の元祿七年四月十五日、同社記の同十年四月二十一日の列書は大體同様であつて、その順序の要領は、

警蹕 伶人(舞人ともある) 樂器 神饌等の唐櫃 御鉢 御楯 御幣 御倭琴 御弓 御矢

御鞍 御劔 御白杖 御賢木 御翳 御神馬御錦蓋 御引替 御菅蓋 唐櫃 權祝

河合禰宜 貴布禰祝 同禰宜 三所禰宜 同祝 警固侍 行列奉行

であるが、この神馬には神靈を奉ずるのであるから、全く前陣のみの編成であり、後列には祝、禰宜の供奉するのみである。儀仗の位置も小異例はあるが、大體に於いて下臈を前とする形式であり、御後の祝以下の列は、下臈を後としてをる。この御再興に就いては、梨本祐之など與つて力があつたのであり、當時河合禰宜として奉仕してをつたのであるからそれらの人によつて考究されたことは勿論であらうが、神靈を奉ずる特例を始め大體は傳來の古儀に本づいたものとおもはれる。

神輿、神幸に就き宇佐以來最も縁由の古い手向山神社、次には石清水八幡宮の神幸の儀は、他の神社に影響したところ大なるものであらう。殊に手向山は神輿を始めて祭具の舊規を傳へ、石清水八幡宮は勅會の行事として最も盛儀であつた。石清水に於ける神幸列の中、行幸の儀に准せられてをる部分は上に述べたが、その他の神寶神服儀仗の具及び幣、櫛、獅子駒形等を始めて多くの供奉は、すべて前列として參進するのであつて、後列には神職のみである。又伶人は前列に供奉して路次の音楽を吹奏するのである。

かゝる古例の一資料として年中行事の繪卷を觀るに、祇園御靈會のは、先頭とおもはるゝ邊に、競馬の乗尻が進み、次に風流傘を翳した婦女の騎者、次に散手を舞へるもの、鼓鉦を昇くもの、獅子舞などが入り交つて行き、神輿の前方に鋒弓矢などを捧げ、其の間に長き棹の串に挿んだ大幣、又は多くの神捧持者がある。又騎馬の田樂或は、細男風の異装を交へた伶人が吹奏しつゝ、神輿の傍を行くのもあ

る。以上の描寫は活躍的であつて、その正しい順序を知り難いが、概して前列を主としたものであり神職は後から供奉してをる。又稻荷祭と傳ふるのは馬長、女騎馬、騎馬の田樂及び獅子舞など先頭に進み、次に多くの大幣を捧げ、五基の神輿之れに次ぎ、最後に神職が供奉してをるので、これも大體前同様の列次である。この他古來の京都地方一般の神社の神幸は、その祭具及び供奉等に就き、それ〴〵の特色を持つてをるが、概して前列本位であつて、神輿はその最後に進まれる例である。香取神宮の祭禮の享祿二年の古例には、大宮司が大將軍代として前列に進み、大禰宜が副將軍として後列に供奉し、楯と鉦とを前後に別けて備へてをるのは珍しいが、なほ前陣に重きを置いてをる。また同神宮の江戸時代(二二)の神幸次第は前列のみとなつてをる。

神幸の祭具等に就き委曲に互ふことはこゝには省略するが、その最も主要なる神輿の形式及び順位等に就き、行幸の儀に關係深き點を述べようとおもふ、およそ神幸の際神靈を奉ずるには、御蔭祭の如く神馬の例もあり、又は神木即神の例もあるが、多くは神輿である。その神輿の形狀も種々の様式があるが、蓋上に鳳凰(後には鶴鳥と稱してをる)を載せたのを第一とし、葱花の神輿は之れに次ぐを以て古儀とする。手向山神社は最も當初の古風を存してをるが、第一は鳳輦第二第三は葱花である。石清水祭のも古例はこれと同じく、第一は鳳輦でその他が葱花であつたことは枕草子及び輶淵八幡宮の古文書にて明である。又稻荷神社及び松尾神社の如き千木造宮殿式の神輿が多く行はれる風習であ

つても、その大宮即ち稻荷の下社、松尾の大山咋命の神輿は鳳輦(八角となつてをる)式とし、その他の稻荷の四基松尾の五基はすべて千木造式であるなどに見ても、奈何に乘輿の制に據り鳳輦を重んじてをるか、察せられる。又八坂神社の中御座(素盞鳴命)西御座は鳳凰で東御座(奇稻田姬命)は菟花である。この稻荷及び八坂の神輿の形式は、年中行事繪卷當時に既に見えてをる。なほ神幸に牛車を
用ゐることは、近古以來とおもはれるが、それも主なる祭神を奉じない例である。さて神輿の順位にも種々の例があるが、其の一は、第一を先とし第二第三とつゞいて進まれるのであつて、八幡宮、八坂神社がそれである。其の二は、大宮を中央とし他の數基はその前後に在るので、稻荷神社がそれである。其の三は、大宮を最後とし、他の諸基はすべてその前に進まれるので松尾神社及び下御霊今宮の諸社は皆この様式である。これらは各古例によるのであらうが、其の三の様式は、行幸の時皇太子が乘輿の前に進み給ふのと同義と考へられる。なほ神幸列は前列本位ではあるが、神馬(神靈を奉ずる方を指すのである)及び之れに屬する錦蓋菅蓋は何れも神輿に代るべきものであるから、行幸の例に准じてその後に奉ずるを本儀とすべきである。

以上述べ來つたのは概略に過ぎないが、要するに、神宮神社の遷宮遷座及び神幸の渡御の列次は、
一、前陣後陣を具備すとも、なほ重きを前陣に置くこと

二、多くは前陣列本位とし、後列を立つることは少きこと。

三、前列には下臈を先とし、後列には下臈を後とすること。

の諸例は、行幸御幸の儀と一致するものであつて、その列次の基準には兩者に離るべからざる關係のあることが考へられ、神幸列次編成の標準はこゝに據るべきものであることを思ふのである。

附註

- (一) 群書類從卷第四十
- (二) 同卷第四十一
- (三) 同卷第四十、永享九年十月二十一日室町殿行幸記
- (四) 同卷第四十、永享九年十月二十一日室町殿行幸記
- (五) 孝明天皇紀卷六十三及び附圖、○安政二年十一月廿三日遷幸御列書
- (六) 山槐記治承四年四月廿七日中宮行啓、○百練抄十五、寛元四年二月十四日 中宮行啓
- (七) 江家次第第六、四月、賀茂祭使路頭次第
- (八) 新儀式四、臨時上 野行幸事、○西宮記 臨時四
- (九) 扶桑略記二十九、延久二年八月十四日
- (一〇) 群書類從卷第四十三、賀茂御幸記
- (一一) 中右記 (一一) 群書類從卷第四十二、御幸始部類記
- (一二) 明月記 (一二) 台記別記
- (一三) 官中祕策十二、若君様御誕生一式之事、
- (一四) 儀式 (一七) 小野宮年中行事、正月三日行幸事、○群書類從卷第二十六、平野行幸次第
- (一五) 神宮遷宮記一 (一九) 續群書類從卷第七
- (一六) 香取文書纂四、大禰宜家所藏三 (二二) 同七田所家所藏一